

御坊市新庁舎建設事業 基本設計業者選定
公募型プロポーザル実施要領

令和元年 5 月

御坊市

目次

1. 目的	1
2. 業務概要	1
3. 選定について	1
(1) 選定方法と流れ	1
(2) 選定委員会の構成	2
(3) 事務局	2
(4) スケジュール	2
(5) 資料の配布	3
(6) 資料の閲覧	3
4. 参加資格	3
(1) 参加者の構成等	3
(2) 参加資格	4
(3) 業務別の参加資格	4
(4) 配置技術者	5
(5) 参加における制限	5
(6) 工事入札における制限	6
5. 現地確認	6
(1) 申込期間	6
(2) 申込方法	6
(3) 現地確認日時との連絡	7
6. 質問の受付及び回答	7
(1) 受付期限	7
(2) 回答日	7
(3) その他	7
7. 一次審査書類の提出	7
(1) 提出方法等	7
(2) 提出期限	7
(3) 提出書類（各1部）	7
(4) 提出書類の記入上の留意事項	8
(5) 審査における評価項目	9
8. 二次審査・見積価格審査書類の提出	10
(1) 提出方法等	10
(2) 提出期限	10

(3) 提出書類（各1部 ※イのみ8部）	10
(4) 提出書類の記入上の留意事項	10
(5) 審査における評価項目	10
(6) プレゼンテーション及びヒアリング	11
(7) 見積価格審査	12
9. 審査結果の通知及び公表	12
(1) 一次審査結果	12
(2) 審査結果	12
10. 失格	12
11. 業務契約	12
(1) 契約手続	12
(2) 契約に係る業務内容	13
(3) 履行期間	13
(4) 委託料の支払い	13
(5) 契約書の作成	13
(6) その他	13
12. その他	13
(1) 辞退について	13
(2) 参加に係る費用	13
(3) 追加資料など	13
(4) 提出書類の取扱い	14
(5) 異議申し立て	14

1. 目的

この実施要領は、御坊市（以下「本市」という。）が「御坊市新庁舎建設事業基本設計業務」（以下「本業務」という。）の委託先を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 御坊市新庁舎建設事業基本設計業務
- (2) 発注者 御坊市
- ※なお、本市は、新庁舎建設事業を推進するうえで、品質管理、コスト管理、スケジュール管理などに係わる技術力を補完する目的で、建築分野におけるアドバイザー方式（コンストラクション・マネジメント方式（以下「CM業務」という。))を採用している。本業務に関し、本市からの指示に基づいて、CM業務の受託者から依頼等が行われた場合には、これを本市からの指示として対応すること。
- (3) 業務概要 別紙「御坊市新庁舎建設事業基本設計業務委託特記仕様書」を参照すること。
- (4) 業務期間 基本設計業務：契約締結日から令和2年3月31日（予定）まで
DB選定支援及び意図伝達業務：発注者との協議による。
- (5) 構造・規模 免震構造・延べ面積 約7,000㎡
※基本計画時における想定
- (6) 概算事業費 約50.3億円（税率10%込）
※概算事業費は基本計画による試算であり、建設工事費、解体工事費、外構工事費、津波対策工事費、設計監理費等を含む。尚、基本計画の立体駐車場は取り止めとする。備品購入費、ネットワーク関係費、移設費等は含まない。
- (7) 委託料 (上限額) 99,700,000円（税込）
※業務見積書の金額が、委託料（上限額）を超過した場合は失格とする。
- (8) 計画概要 御坊市新庁舎建設基本計画等による。
- (9) その他
- ・ 来庁者及び職員にとって快適で機能的なオフィス環境を整備し、市民サービスと事務効率の向上につなげるため、現状の分析を基に新庁舎のオフィス計画を策定し、基本設計に反映するとともに、効率的な移転計画等を策定するため御坊市新庁舎建設事業オフィス環境整備業務（以下「オフィス環境業務」という。）を別に発注する。本業務に関し、オフィス環境業務の受託者から依頼等が行われた場合には、これを本市からの依頼として対応するものとする。
 - ・ 新庁舎建替予定地の地質調査業務を別途発注する。本業務受託者は地質調査業務に対して、助言・支援等を行うこと。

3. 選定について

(1) 選定方法と流れ

御坊市新庁舎建設事業基本設計業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加者から提出された提案書等の書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査するとともに

に、各参加者からの見積価格に関する審査を行い、委託候補者、次点候補者を特定します。

ア 一次審査

参加資格の確認をしたうえで、各参加者の実績・体制について事務局にて採点を行った結果を選定委員会に報告し、評価点合計の上位5者程度を一次審査通過者として選定します。

一次審査終了後、速やかに審査結果を一次審査書類の提出者全員に通知します。一次審査を通過した参加者には、プレゼンテーション・ヒアリング日程等を合わせて通知します。

イ 二次審査

一次審査の通過者から提出された技術提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの審査を行います。その内容を選定委員会にて審査します。

ウ 見積価格審査

各参加者からの見積価格に関する審査を行い、選定委員会に報告します。

(2) 選定委員会の構成

審査は次の7名の委員により構成される選定委員会が行う。

所属等	氏名
和歌山大学システム工学部 システム工学科 教授	高砂 正弘
和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 教授	小池 信昭
滋賀県立大学 環境科学部環境建築デザイン学科 教授	陶器 浩一
御坊市 副市長	龍神 康宏
御坊市 総務部長	大川 泰輔
御坊市 産業建設部長	小瀬 武伯
御坊市 議会事務局長	大崎 恵司

(3) 事務局

所在地 〒644-8686 和歌山県御坊市藪350番地

担当 御坊市総務部財政課管財係 石橋、石倉

電話 0738-23-5533 FAX 0738-23-5731

E-mail zaisei@city.gobo.lg.jp

URL <http://www.city.gobo.wakayama.jp/>

(4) スケジュール

	内容	日時
1	公告日	令和元年5月10日(金)
2	現地確認の申込期間	令和元年5月10日(金)午前9時から 令和元年5月16日(木)午後5時まで
3	現地確認期間	令和元年5月10日(金)から

		令和元年5月21日(火)まで
4	質疑書の受付期間	令和元年5月16日(木)午後5時まで
5	質疑書の回答	令和元年5月21日(火)
6	一次審査書類の提出期限	令和元年5月24日(金)午後5時まで
7	一次審査結果の通知	令和元年6月4日(火)
8	二次審査・見積価格審査書類の提出期限	令和元年6月21日(金)正午まで
9	二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) 見積価格審査	令和元年7月5日(金)
10	審査結果の通知・公表	令和元年7月中旬
11	契約予定時期	令和元年7月下旬予定

(5) 資料の配布

ア 配布資料

- ① 資料1：御坊市新庁舎建設事業基本設計業務委託契約書(案)
- ② 資料2：御坊市新庁舎建設事業基本設計業務委託特記仕様書(案)
- ③ 資料3：御坊市新庁舎建設基本計画(平成30年12月)
- ④ 資料4：敷地図

イ 配布方法

上記資料1, 2, 3は本市ホームページに掲載するので必要に応じてダウンロードしてください。URLは本要領3.(3)を参照してください。

上記資料4は公告日から令和元年5月24日(金)まで事務局にてCD-RでCADデータを配布します。受け取りの際は、守秘義務誓約書【様式1】に記名押印し提出してください。

(6) 資料の閲覧

ア 閲覧資料

- ① 閲覧資料1：御坊市現庁舎 設計図
- ② 閲覧資料2：御坊市現福祉センター 設計図

イ 閲覧期間

令和元年5月10日(金)から令和元年5月24日(金)までの平日午前9時から午後5時までの間で事前に電話予約を受け付けた時間帯とします。

ウ 閲覧場所

事務局

4. 参加資格

(1) 参加者の構成等

ア 本プロポーザルの参加者は、次に示す単体企業又は共同企業体(以下「JV」という。)としま

す。

- ① 御坊市入札参加資格者名簿に登録のある者としします。また、登録がなく参加を希望するものは、事務局に連絡し、参加表明書提出と同時に必要書類を提出してください。
- ② J Vでの参加の場合、代表構成員が上記（４．（１）ア①）を満たしていること。
- ③ J Vの構成員の制限として、御坊市新庁舎建設事業基本設計業務共同企業体取扱要領を準用し、J Vの構成員数は3社以内、構成員の出資比率は、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とする。また、代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、最大出資比率の構成員とする。

（２）参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書の提出日において、指名停止等の処分を受けていないこと。
- ウ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。
- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者
- エ 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑥のいずれにも該当する者でないこと。
- ① 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- オ エ①から⑥までに掲げる者が、その経営に実施的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

（３）業務別の参加資格

- ア 設計業務に係る要件
設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- ② 平成21年度以降に日本国内で業務を完了した、次に掲げるaの要件を満たす建築物の実設計業務を元請（JVの場合は代表構成員、構成員のいずれも可とする）として履行した実績があること。
 - a 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型四 業務施設 第2類 庁舎等に該当し、延べ面積4,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型四 業務施設 第2類以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が4,000㎡以上の場合に限ります。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が4,000㎡以上の場合に限る。）

（4）配置技術者

管理技術者、建築（総合）主任技術者、建築（構造）主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者及びコスト管理主任技術者を配置するものとし、それぞれ次に掲げる資格を満たすものとする。

ア 設計業務に係る配置技術者

- ① 管理技術者 : 一級建築士
 - ② 建築（総合）主任技術者 : 一級建築士
 - ③ 建築（構造）主任技術者 : 構造設計一級建築士
 - ④ 電気設備主任技術者 : 建築設備士又は設備設計一級建築士
 - ⑤ 機械設備主任技術者 : 建築設備士又は設備設計一級建築士
- ※④又は⑤のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。
- ⑥ コスト管理主任技術者 : 建築コスト管理士、建築積算士又は一級建築士

※「管理技術者」とは、設計業務の管理及び統括等を行う者をいう。

※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※各配置技術者の兼任については、認めない。

※管理技術者については、代表構成員となる企業と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

※主任技術者（建築（総合））は、代表構成員又は構成員となる企業と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

（5）参加における制限

ア 参加者からの応募は1点のみとします。

イ 参加者は、連名による応募はできません。

ウ 参加者が単体企業である場合、他の参加者であるJVの代表構成員を含む構成員となること

はできません。

エ 参加者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の参加者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできません。

オ 参加者が業務を再委託する協力会社は、他の参加者の単体企業及びJVの代表構成員を含む構成員となることはできません。また、他の参加者の協力会社となることもできません。

カ 委託候補者に選ばれなかった参加者は、委託候補者の設計契約に協力会社として加わることはできません。ただし、委託候補者以外の参加者における協力会社はこの限りではありません。

※ア～カの制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなします。

キ 次に該当する者が所属する企業及びJVは参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募することはできません。

① 選定委員会委員及びその親族（二親等以内）

② 選定委員会委員が属する企業（大学を除く。）又はその企業と資本面もしくは人事面において関連のある者

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

③ 選定委員会委員及びその親族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者

④ 選定委員会委員が大学に所属する場合において、その選定委員会委員の研究室に現に所属する者

⑤ 御坊市役所の組織に所属する者

⑥ 御坊市新庁舎建設事業CM業務の受託者

（6）工事入札における制限

本市では、新庁舎の実施設計業務、建設工事を一括発注、いわゆるDB（デザインビルド）方式を予定しています。本業務の受託者（JVにおける全ての構成員、協力会社も含む。）及び受託者と資本・人事面等において関連があると認められた企業は、今後実施するDB事業者選定への参加を認めません。

5. 現地確認

（1）申込期間

令和元年5月10日（金）から令和元年5月16日（木）午後5時まで

（2）申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書【様式2】を事務局宛に電子メール又はFAXで提出してください。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行ってください。

(3) 現地確認日時との連絡

現地確認日時は、事務局が調整のうえ、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡します。令和元年5月10日（金）から令和元年5月21日（火）の間で実施します。

6. 質問の受付及び回答

質問は、質疑書【様式3】により電子メールにて事務局に送付してください。また、回答はとりまとめのうえ、本市ホームページに掲載します。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質問は受け付けません。

二次審査等の内容についての質問も、この期間のみの受付とします。なお、質疑回答書は、本実施要領の追加変更又は修正として実施要領と同等、もしくは置き換えるものとします。

(1) 受付期限

令和元年5月16日（木）午後5時

(2) 回答日

令和元年5月21日（火）

(3) その他

電子メールにおける表題は、【御坊市新庁舎建設事業基本設計業者選定公募型プロポーザル 質疑書】とし、【様式3】を原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、本要領3.

(3) 事務局メールアドレスに送信してください。なお、誤送信等のトラブルの責任は持てませんので、十分注意してください。送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行ってください。

7. 一次審査書類の提出

(1) 提出方法等

ア 事務局まで持参又は郵送とします。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

イ 持参による提出については、平日（土日、祝日を除く）の午前9時から午後5時までの時間帯で受領します。

ウ 持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書をお渡しします。郵送の場合は、FAXにて提出書類受領確認書を送付しますので、到着しましたら事務局まで連絡願います。

(2) 提出期限

令和元年5月24日（金）午後5時まで

(3) 提出書類（各1部）

ア 参加表明書【様式4-1】

イ 参加資格確認書【様式4-2】

ウ 共同企業体協定書【様式5】

- エ 参加者に所属する技術者数及び有資格者数【様式6-1】
- オ 参加者の同種・類似業務実績【様式6-2】
- カ 管理技術者・主任技術者の経歴等【様式7】
- キ 上記イ、オ及びカに関する実績等を確認できる資料
- ク ア～キまでの電子データ【PDF形式】
- ※ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、ページ番号を付してA4判ファイル綴じしてください。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

- ア 参加表明書【様式4-1】
 - ① 代表者印を押印のうえ、提出すること。
- イ 参加資格確認書【様式4-2】
 - ① 一級建築士事務所登録について記入すること。
 - ② 本要領4(3)ア②に該当する実績を記入すること。
- ウ 参加者に所属する技術者数及び有資格者数【様式6-1】
 - ① 当該参加者の技術職員・資格について記入すること。
 - ② 対象とする資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、建築積算士、建築コスト管理士とし、これ以外の資格については記入しないでください。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入すること。
- エ 参加者の同種・類似業務実績【様式6-2】

以下の①、②に該当する同種又は類似の業務実績5件を記入してください。なお、業務実績とは設計業務を元請で受託している実績（平成21年4月1日以降に当該業務が完了したもの）を対象とします。実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、規模が大きいものから5件を記入してください。

 - ① 同種業務の実績における対象施設
 - a 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型四 業務施設 第2類 庁舎等に該当し、構造性能評価を受け大臣認定を取得した延べ面積4,000㎡以上の免震構造の建築物の新築、改築を対象とする。
 - b 平成31年国土交通省告示第98号の別添二による建築物の類型四 業務施設 第2類 庁舎等に該当し、延べ面積4,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型四 業務施設 第2類以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が4,000㎡以上の場合に限ります。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が4,000㎡以上の場合に限ります。）を対象とする。
 - ② 類似業務の実績における対象施設
 - a 平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型四から、類型十二までのいずれかに該当し、構造性能評価を受け大臣認定を取得した、延べ面積4,000㎡以上の免震構造の建築物の新築、改築を対象とする。ただし、類型四の第2

類は同種業務のため除く。

- b 平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型四から、類型十二までのいずれかに該当し、延べ面積4,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型四 業務施設 第1類、又は類型十二 文化・交流・公益施設 第1類又は第2類以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が4,000㎡以上の場合に限り。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が4,000㎡以上の場合に限り。）を対象とする。ただし、類型四の第2類は同種業務のため除く。
- ③ 同種又は類似業務の実績が合わせて5件に満たない場合は、該当するもののみを記入すること。
- ④ 該当する業務実績については、次のとおり記入すること。
 - a 受注形態の欄には、単独、共同企業体又は協力（協力会社としての参画）の別を記入すること。
 - b 協力の場合は、発注者の欄に発注者を記入すると共に、元請事務所名について括弧書きで記入すること。
- ⑤ 審査において、「同種」を「類似」又は「実績無し」と、また「類似」を「実績無し」として評価することがあります。

オ 管理技術者・主任技術者の経歴等【様式7】

本業務を担当する管理技術者及び記入を求める各専門分野の主任技術者について、次に従い記入してください。また、同種・類似業務実績及び記入件数は3件とします。

- ① 同種・類似業務実績
 - a 同種・類似業務実績の内容は、前記エ①～②と同様とする。
 - b 該当する業務実績については、前記エ④にならって記入し、あわせて関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入すること。
- ② 同種又は類似業務の実績が合わせて3件に満たない場合は、該当するもののみを記入すること。

カ 実績等を確認できる資料

建築士事務所登録証明書、各資格証明書、管理技術者と主任技術者（建築（総合））の雇用関係が確認できる資料、契約内容が確認できる資料として「契約書（鑑）」の写し、実績を確認できる資料として「仕様書」や「確認済証」、「認定書」等を提出すること。

キ 電子データ【PDF形式】

CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出してください。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出すること。

(5) 審査における評価項目

一次審査における評価項目及び配点は、評価要領によります。

8. 二次審査・見積価格審査書類の提出

(1) 提出方法等

本要領7.(1)ア～ウを参照ください。

(2) 提出期限

令和元年6月21日(金)正午まで

(3) 提出書類(各1部 ※イのみ8部)

ア 技術提案書(表紙)【様式8-1】

イ 技術提案書(業務実施方針、提案テーマ1～3)【様式8-2～様式8-5】

ウ 提案見積価格書【様式9】

エ ア～ウまでの電子データ【PDF形式】

※ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判は折らずに、ページ番号を付してクリップ止めとすること。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア 技術提案書(表紙)【様式8-1】

用紙サイズはA4判とし、代表者印を押印のうえ、提出すること。

イ 技術提案書【様式8-2～様式8-5】

技術提案書は、御坊市新庁舎建設基本計画を踏まえた以下の提案テーマについて提案を求める。技術提案書はA3判とし、業務実施方針で1枚、提案テーマ1, 2, 3, 各々1枚ずつとすること。また、同提案書には参加者が特定できる内容の記述(社名や実績の名称など)は一切記載しないでください。文字の大きさは10.5ポイント以上(図表内の文字は除く。)としてください。なお、用紙の余白は、左側最低20mm以上、上下及び右側最低10mm以上を確保すること(ページ番号は除く)。

【技術提案書の構成】

① 業務実施方針

② <提案テーマ1> 安全・安心の災害対策拠点としての庁舎

③ <提案テーマ2> 人にやさしく市民に親しまれる御坊らしい庁舎

④ <提案テーマ3> 環境にやさしくライフサイクルコスト低減が図られた庁舎

ウ 提案見積価格書【様式9】

本業務に係る見積金額を税込(税率10%)で記入すること。また、宛先は本市長とし、妥当性を確認するために基本設計業務に係る内訳書を添付すること。

エ 電子データ【PDF形式】

本要領7.(4)キを参照すること。

(5) 審査における評価項目

二次審査における評価項目は、下表によります。

提案テーマ	提案内容
＜業務実施方針＞	a 御坊市新庁舎建設基本計画の内容を踏まえ、課題に対する基本的な考え方、設計上、特に配慮する事項についての提案
	b 本業務への取組体制と、設計チームの組成方針、チームの特徴等についての提案
	c 設計過程を含む事業全体のスケジュール管理方法や、事業費抑制に効果的なコスト管理手法（工費概算時期、VE等）等
＜提案テーマ1＞ 安全・安心の災害対策拠点としての庁舎	a 計画地における地震や津波、台風、豪雨等のリスクについて見識を示し、それらに対応する施設設計での検討課題を整理し、それぞれの検討課題に対して、最適な対応策（地盤改良、建築構造、他）を提案
	b 上記リスクに備えた災害対策性能を確保しつつ、平常時も利用しやすい設計の工夫等
	c 災害に備えた、対策本部や付帯機能、支援諸室、窓口機能、議会機能などの、階配置や空間構成、必要性能等
	d その他、安全・安心な庁舎づくりに関して、提案者が特に重要と考えること
＜提案テーマ2＞ 人にやさしく市民に親しまれる御坊らしい庁舎	a 御坊市のシンボルとなる外観計画と、市民に親しまれる内観計画（県産材の利用など）
	b 誰にとってもわかりやすく利用しやすい、土地利用計画と施設配置計画
	c すべての利用者にやさしく、開かれていて、かつ機能的・合理的な平面計画
＜提案テーマ3＞ 環境にやさしくライフサイクルコスト低減が図られた庁舎	a 物理的かつ社会的に寿命の長い庁舎を実現する、施設設計の工夫
	b 自然エネルギー利用や高断熱化など、環境負荷低減につながる施設設計の工夫
	c その他、ライフサイクルコスト低減に有効な施設設計の工夫と、上段2項目も合わせた全体での低減効果

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 一次審査の通過者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行います。プレゼンテーションの日程や場所等については、別途プレゼンテーション及びヒアリング審査実施通知書にて通知します。

- ① 日時 令和元年7月5日（金）（予定）
- ② 集合場所 御坊市役所
- ③ 参加可能人数 当該業務に予定する管理技術者と建築（総合）及び建築（構造）主任技術者の出席を必須とし、いずれかの主任技術者を加えた4名までとする。
- ④ その他 会場にはプロジェクタ及びスクリーンが設営されます。パソコン他説明に必要なものは持参すること。

イ プレゼンテーションにおける留意事項

技術提案書をパワーポイント等で分かりやすくまとめること。この際のページ数は限定しないが、原則として事前に提出した内容への追記・変更は認めない。

ウ 注意事項

- ① プレゼンテーションは、非公開で実施します。
- ② 会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき40分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを20分程度想定している。
- ④ 会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備・説明を開始すること。
- ⑤ 模型・パネル等の持ち込みは不可とする。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言や服装等について、参加者が特定されないことがないように十分注意すること。
- ⑦ プレゼンテーション・ヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として審査の対象としない。

(7) 見積価格審査

見積価格評価については、評価要領によります。

9. 審査結果の通知及び公表

(1) 一次審査結果

参加者全員に文書で通知します。

(2) 審査結果

二次審査参加者全員に文書で通知します。ただし、委託候補者及び次点候補者に選定された者については、選定通知書を送付します。なお、結果については、委託候補者及び次点候補者として選定された者を本市ホームページで公表する予定です。

10. 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがあります。

- ア 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- イ 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- ウ 虚偽の内容が記入されている場合
- エ その他、本要領に違反すると認められた場合
- オ 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- カ 選定委員に不当な働きかけをした場合
- キ 二次審査における評価点が、本市が定める基準点を下回った場合

11. 業務契約

(1) 契約手続

事務局は、本プロポーザルにおいて最も優れた提案者と認められた委託候補者と契約交渉を行います。なお、この手続に参加した者が、通知日から委託候補者特定までの間に、本市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合、その者については、この手続に係る特定の対

象とせず、又は契約の締結を行わないことがあります。また、委託候補者に事故等があり、契約交渉が不可能となった場合は、次点候補者を契約交渉の相手方とするものとします。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務の詳細については、御坊市新庁舎建設事業基本設計業務委託契約書（案）、及び御坊市新庁舎建設事業基本設計業務委託特記仕様書（案）によるものとします。

(3) 履行期間

基本設計業務：契約締結日から令和2年3月31日（予定）まで
DB選定支援及び意図伝達業務：発注者との協議による。

(4) 委託料の支払い

令和元年度分の業務については、年度末時点で検収し、出来高支払いとします。
年度をこえる業務については、業務完了後に検収し、残分を支払うこととします。

(5) 契約書の作成

委託契約書（案）に基づいて契約書を作成します。

(6) その他

設計業務の実施にあたっては、本市が推進する事業運営に誠意を持って対応し、協力することとします。

12. その他

(1) 辞退について

プレゼンテーション及びヒアリング審査実施通知書を受けた者が、これを辞退する場合は、参加辞退届【様式10】により、令和元年6月28日（金）までに事務局まで持参又は郵送してください。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

(2) 参加に係る費用

本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とします。

(3) 追加資料など

提出受付期限以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は原則として認めません。ただし、本市が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合はこの限りではありません。また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできません。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を本市から得るものとします。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類等は返却しません。

イ 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において複製を作成します。

ウ 提出資料及びその複製は、提出者に無断で審査以外の目的で使用しないものとします。ただし、本市は、委託候補者に選定された参加者の技術提案書等のうち、「提案テーマについての技術提案」については、市議会や市民等へ配布、及び本市ホームページにおいて公表できることとし、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとします。

(5) 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受けません。